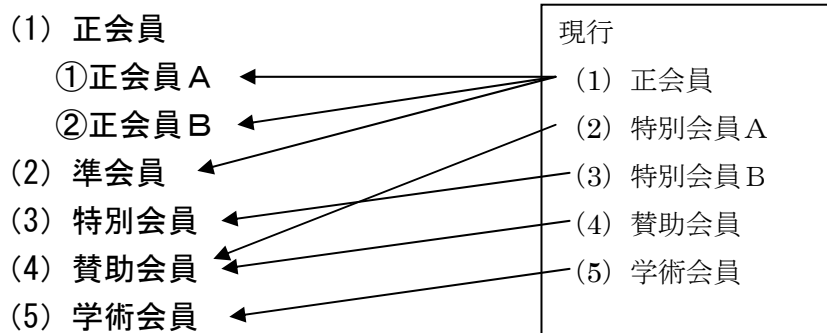


会員種別の改定について 2011 年 4 月より実施予定

- 2011 年度(平成 23 年 4 月)より、NPO 住宅地盤品質協会の会員種別を次の通り改定する予定です。 ※2010 年 5 月通常総会での決議事項です



・正会員は住品協資格者(技士または主任)が在籍することが条件となります → 詳細次ページ

●改定の背景

住品協正会員は昨年度 500 社を超えましたが、入会したもののセミナーや資格試験制度などの協会活動に消極的な会員も見られるようになりました。

住品協パンフレット等にもある通り、住品協会員企業は「地盤品質の確保のために日々研鑽を重ね、地盤事故根絶を目指す」とされています。研鑽の結果を示すものとして住品協活動の中心に据えられているのが「技術者認定資格試験」です。

住品協では数年前から住宅地盤市場に対して積極的に「住宅地盤業務従事者は住品協資格者であること」と働きかけてまいりました。多くの地盤事業者がその趣旨を理解し従業員への資格取得を奨励している中で、資格者不在でも「住宅地盤品質協会正会員」として営業活動ができるのは問題ではないか、という指摘が会員や保証機関等からたびたびあり課題となっておりました。

これについて理事会で検討を重ねた結果が今回ご案内の会員種別の改定です。この改定により地盤業務従事者が常に上位資格を目指し、それが地盤品質確保と市場からの信頼確保に繋がるものと期待しております。現正会員の皆様には、改定の趣旨および内容をご理解いただきご協力いただけますようお願いいたします。

●実施時期および資格試験のバックアップについて

- ・実施は 2011 年(平成 23 年) 4 月からとする。
- ・2010 年 10 月 31 日(日) 実施の資格者認定試験において技士または主任の合格を目指す方に対してバックアップをする。
 - ・試験の傾向と対策を HP で発表 7 月予定
 - ・10 月 2 日(土)、全国 8 都市で特別セミナー開催(試験対策および地盤補強設計例解説)

●会員種別と資格条件（改定）

会員種別	資格条件
(1) 正会員	正会員は、住宅地盤の調査または補強工事の事業を営んでいる法人またはそれに準ずる者とし、それぞれ下記の条件を満たすこととする。
①正会員 A	業務経歴が 3 年以上で、かつ技術責任者として住宅地盤主任技士（調査部門または設計施工部門）が在籍すること。
②正会員 B	業務経歴が 1 年以上で、かつ技術責任者として住宅地盤技士（調査部門または設計施工部門）が在籍すること。
(2) 準会員	準会員は、住宅地盤の調査または補強工事の事業を営んでいる法人またはそれに準ずる者とし、業務経歴や技術責任者については特に条件を設けない。
(3) 特別会員	住宅地盤や住宅環境の保全に関連ある機械・資材などを扱う法人またはそれに準ずる者とする。
(4) 賛助会員	この法人の目的に賛同して入会を希望する法人またはそれに準ずる者とする。
(5) 学術会員	住宅地盤や住宅環境の保全に関する高い見識を有する個人または団体とする。

- ・総会での議決権は正会員のみです。
- ・地盤通信、メール配信(今後予定)等の情報提供はどの会員も同じです。
- ・正会員 A、B および準会員の年会費は、36,000 円です。
- ・県別または五十音順の会員一覧表（会員名簿とホームページ）において、会員ごとに会員種別の項目を設けて、正会員 A・正会員 B・準会員とそれぞれ記載することとします。

●事業所会員について（新設）

本社以外の事業所（支店、営業所など）に対しても迅速な情報提供を行うために、事業所会員を設ける。

事業所会員種別	資格条件
事業所会員 A	会社が正会員 A で、当該事業所に技術責任者として住宅地盤主任技士（調査部門または設計施工部門）が常勤で在籍すること。
事業所会員 B	会社が正会員 A または B で、当該事業所に技術責任者として住宅地盤技士（調査部門または設計施工部門）が常勤で在籍すること。

※議決権なし

※年会費 12,000 円

※事業所会員担当者宛情報提供（地盤通信、メール配信）

※会員名簿およびホームページに正会員と同様に事業所会員名を掲載